

静岡県告示第128号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

平成30年2月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル) イソブチルアミド及びその塩類 (通称名 4 F - i B F、4 - F I B F、4 - F l u o r o i s o b u t y r y l f e n t a n y l)	平成30年3月1日
N-(4-クロロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル) イソブチルアミド及びその塩類 (通称名 4 C l - i B F、4 - C h l o r o i s o b u t y r y l f e n t a n y l)	平成30年3月1日
N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド及びその塩類 (通称名 T e t r a h y d r o f u r a n y l f e n t a n y l、T H F - F)	平成30年3月1日
N-(2-メトキシベンジル)-N-メチル-1-(4-メチルフェニル) プロパン-2-アミン及びその塩類 (通称名 4 - M M A - N B O M e)	平成30年3月1日
1-(3, 5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル) プロパン-2-アミン及びその塩類 (通称名 3 C - P)	平成30年3月1日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。